

広島県産業廃棄物埋立税の新設（更新）について

1. 産業廃棄物埋立税新設（更新）の理由 [広島県協議書抜粋]

平成15年度に法定外目的税として導入した産業廃棄物埋立税は、経済的手法による産業廃棄物の排出抑制及び減量化等を促進するとともに、廃棄物の3Rや適正処理など、循環型社会の形成に資する施策の貴重な財源となっています。

この税は、課税期間を5年に区切り、産業廃棄物の最終処分量の抑制や税活用事業の効果を検証した上で、事業内容を検討し、その方針とあわせて課税期間を延長しており、本年度は第4期目の最終年度となっています。

このため、各分野における有識者への意見聴取や納税義務者である排出事業者へのアンケートを実施しながら、現課税期間に実施した事業の検証を行い、その結果明らかとなった課題や産業廃棄物を取り巻く状況変化などに適切に対応し、産業廃棄物の最終処分量の長期的、安定的な抑制の実現に向けて、「最終処分率の1.5%の達成及びその維持」を目指し、来年度以降の5年間、「3Rの推進」など4つの事業区分により埋立抑制等の取組を引き続き実施することとしています。

その施策の財源として、産業廃棄物埋立税の課税期間を令和10年3月末まで延長することとしました。

2. 広島県産業廃棄物埋立税の概要

課税団体	広島県
税目名	産業廃棄物埋立税（法定外目的税）
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入
税収の用途	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む）
税率	1,000円/トン
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）590.4百万円
非課税事項	自社処分（自ら排出する産業廃棄物を自ら有する最終処分場に搬入するもの）については課税免除
徴税費用見込額	（平年度）22.8百万円
課税を行う期間	5年間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

3. 同意要件との関係

産業廃棄物埋立税（以下、本税）について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること

① 課税標準

本税の課税標準は、広島県内の「最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量」であるが、国税又は他の地方税において、課税標準を同じくするものはない。

なお、産業廃棄物の搬入の際には処分料金が伴うため、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が課せられるが、本税の課税客体が「産業廃棄物の最終処分場への搬入」である一方、消費税等の課税客体は「国内において事業者が行う資産の譲渡等」であること、本税の課税標準は「最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量」であるが、消費税等の課税標準は「資産譲渡等の対価の額」であることを踏まえると、本税と消費税等は課税標準を同じくしているとは言えない。

② 住民負担

本税の税率は1トン当たり1,000円と、著しく過重であるとまでは言えず、加えて、広島県内において平成15年度以降同じ税率で課税が行われてきており、かつ、他道府県の産業廃棄物関連の法定外目的税とも同じ税率であることから、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

このことから、本税は、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には、該当しないものと考えられる。

(2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること

経済活動に伴い物が移動するという意味では、産業廃棄物の移動も「物の流通」に該当するが、平成15年度以降広島県内で課されていることや、税負担が排出業者の処分先選択に与える影響等を勘案すると、本税が、県内外の産業廃棄物の流通や、周辺県を中心とした県外地域の産業廃棄物の処理に重大な支障を来すほどの障害を与えることになるとは言えないと考えられる。

以上により、本税は、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないものと考えられる。

(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

- ① 税収は県内の産業廃棄物の排出抑制や減量化、処理適正化、循環型社会の形成に関する施策に使われることとされ、産業廃棄物の適正処理に資するものであること
- ② 既に多くの例が存在する中、地方団体がこうした産業廃棄物関連税を導入していることに対して、これを不適當とする国（関係府省）の特段の判断等は示されていないこと

などから、これを不適當とする特段の「国の経済施策」はないものと考えられる。

このことから、本税は、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。